

特別教育・安全衛生教育受講申込書

3日前までに本紙を郵送して下さい

◎下記の特別教育一覧から、受講される特別教育をひとつ選んで□にレ印を付けて下さい。

※助成金コース受講希望者は右の有を○を記入。 ※記入は黒のボールペンでお願い致します。

特別教育一覧	助成金	特別教育一覧	助成金
☐ 小型車両系(整地等)機体質量 3t未満	助	☐ 巻上機(ウインチ)の運転業務	助
☐ 小型車両系(解体)機体質量 3t未満	助	☐ 自由研削砥石(グラインダー)	助
☐ 締固め(ローラー)制限なし	助	☐ クレーン運転 吊上荷重5t未満	助
☐ 小型高所作業車 作業床高10m未満	助	☐ 粉じん作業	助
☐ 酸素欠乏危険作業(硫化水素含む)	助	☐ フルハーネス型墜落防止用具	助
☐ 石綿使用建築物等の解体業務	助	☐ 玉掛け(1t未満)	一
☐ 小型フォークリフト 最大荷重 1t未満	一	☐ 走行集材機械	一
☐ アーク溶接	助	☐ 伐木等機械	一
☐ 移動式クレーン(1t未満)	助	☐ 簡易架線集材装置等	一
☐ 不整地運搬車(最大積載量1t未満)	助	☐ ロープ高所作業	助
☐ 伐木作業(チェーンソー)	一	☐ 足場の組立て等業務	助
☐ 低圧電気取扱業務(14h)	助	☐ テールゲートリフター	

上半身写真 1枚

4cm×3cm

・正面、無帽、無背景
6ヶ月以内の撮影
※コピー不可
・裏面に氏名記入
の上 のり付け

◎下記の安全衛生教育一覧から、受講される安全衛生教育をひとつ選んで□にレ印を付けて下さい。

※助成金コース受講希望者は右の有を○を記入。

安全衛生教育一覧			助成金
☐ フォーク安全衛生教育(再教育)	☐ 振動工具取扱業務	☐ 玉掛け安全衛生教育(再教育)	助
☐ 木造建築物解体作業指揮者	☐ 携帯丸のこ等取扱い	☐ 車両系安全衛生教育(再教育)	助
☐ 林内作業車安全衛生教育	☐ 刈払い機取扱業務	☐ フォーク安全衛生教育(再教育)	助
☐ 熱中症予防(管理者)	☐ 足場作業主任者能力向上教育	☐	
☐ 職長・安全衛生責任者	☐	☐	
☐ はい作業従事者	☐	☐	

受講日	年 月 日 ~ 年 月 日
-----	---------------

フリガナ	生 年 月 日	旧姓又は通称の修了証への併記を希望の方は○を入れて別紙に記入
氏名	昭和 平成 年 月 日 ()歳	
現住所	〒 -	自宅電話 携帯電話 FAX
フリガナ	担当者氏名	電話
勤務・所属先名		FAX
勤務・所属先所在地	〒 -	

＜受講規約＞

- 1) 本人確認、一部免除要件確認ができない場合は受講できません。
- 2) 申込書、一部免除申請書に虚偽があった場合は、修了証の発行後でも無効となります。
- 3) 講習中の無断退去、試験時の不正行為、他者への暴力・妨害行為があると退去及び失格となります。
- 4) 一旦、受講されますと如何なる理由があっても受講料の返金はできません。
- 5) 受講料は前納とし受講開始日の3日前まで振込み頂けない場合は受講できません。
- 6) 車検切れや不正改造の車両は構内に乗り入れはできません。
- 7) 本申込書の写真は以下の場合は不可となります。
スナップ写真、着帽、顔や頭の一部分が欠損、デジカメ撮影、コピー印刷
- 8) 悪天候及び天災により、講習日を変更する場合があります。
- 9) 講習中は、携帯電話やメール使用、写真及び動画の撮影は禁止です。
- 10) 講習には修了試験があり、不合格時には本人の希望により1回のみ補講実施後再試験を行ないます。(別途補講代を要します)
- 11) サンドルやスリッパなど講習に適さない服装では、受講をお断りします。
- 12) 場内での事故・盗難・侵害等につきましては一切責任を負えません。

受講者本人による署名	住民票	運転免許証	修了証	パスポート	在留カード	実施管理者印	修了証受領印又は署名
本人確認							

※私は上記の通り相違ないことを証明いたします。
また、受講規約を確認し、これに同意の上受講します。
※受講規約は上覧をご覧ください。

受講当日に本人(氏名、生年月日)及び免除要件確認書類は必ず原本を ご持参願います。

お客様各位へ当社は個人情報をおの目的で利用させていただきます。※下記にご同意いただけない場合は窓口までお申しつけ下さい。

・受講申込書の内容及び受講資格等の確認 ・講習案内の送付 ・受講料の支払い方法、入金状況の確認 ・お客様からのお問い合わせや資料請求への対応 (R4.1)

受講するコースに必要な免許証・修了証の全面コピー(表・裏)を貼って下さい。

表

裏

- ※ 添付する免許証・修了証のコピーは発行教習機関、記載文字、修了番号等が鮮明に確認できる事。
- ※ 添付した免許証・修了証のコピーの本人氏名と表面本人記載氏名が同一である事。